

令和7年度 保育施設入所の手引き

新規申込用



も く じ

1. 施設選びのフローチャート	1
2. 保育の必要性の認定	2
3. 保育所等入所申込から利用決定までの流れ	3
4. 入所申込するときにチェックすること	4
5. 入所申込に必要な書類	6
6. 入所申込書の記入例	9
7. 入所の利用調整とは	11
8. 利用者負担額（保育料・副食費）について	13
9. 幼児教育・保育の無償化について	16
10. その他の保育サービスについて	17
11. 施設一覧	19

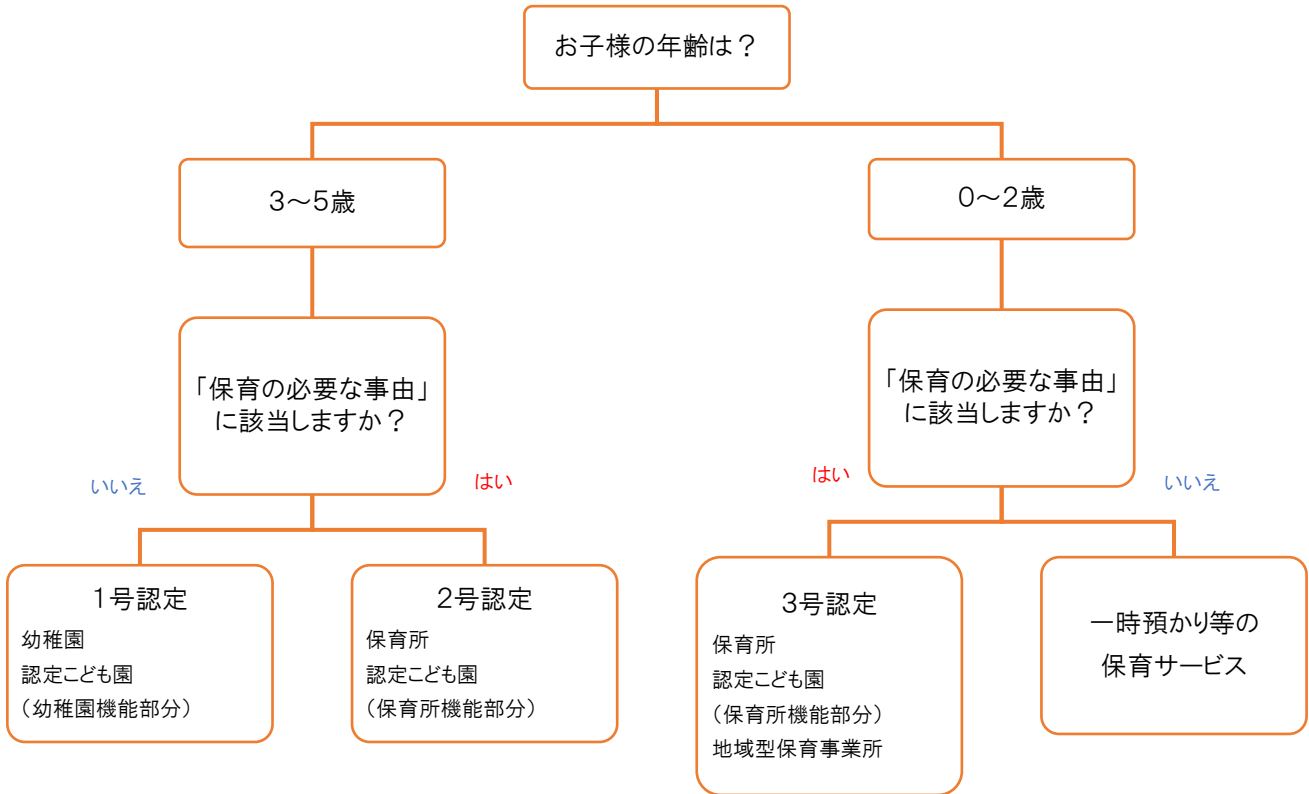
令和6年11月

— 新居浜市 —

問い合わせ先
新居浜市福祉部こども局こども保育課
電話 0897-65-1582（直通）

1. 施設選びのフローチャート

新居浜市では、お子様をお預かりする施設等について、次のとおり選ぶことができます。
下の図を参考にして、ライフスタイルにあった施設等を選択してください。



- 年齢は「令和7年度クラス別年齢表」(P2)をご確認ください。
- 1号認定は、満3歳のお子様も入園可能です。
- 1号認定のうち、保育の必要性の認定を受け、預かり保育を利用している場合、無償化の対象(上限あり)となります。(P16)

【教育・保育施設の種類】

施設区分	内容
幼稚園 (1号認定)	3～5歳のお子様を対象に、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。
保育所 (2・3号認定)	保護者が仕事や病気などの理由により、家庭内で、お子様の保育ができない場合に、保護者に代わって保育を提供する保育施設です。
認定こども園 (1・2・3号認定)	0～5歳のお子様を対象に、保育所と幼稚園の両方の利点を生かし、就学前の教育・保育を一体的に提供する施設です。
地域型保育事業所 (3号認定)	少人数でお預かりし、家庭的にきめ細やかな保育を行います。 0～2歳のお子様を対象となります。

【令和 7 年度クラス別年齢表】

クラス 年齢	生 年 月 日	入所期限	
		保育所	乳児園・地域型保育事業所
0歳児	令和 7年4月2日～令和 8年4月1日	令和14年3月31日	令和11年3月31日
	令和 6年4月2日～令和 7年4月1日	令和13年3月31日	令和10年3月31日
1歳児	令和 5年4月2日～令和 6年4月1日	令和12年3月31日	令和 9年3月31日
2歳児	令和 4年4月2日～令和 5年4月1日	令和11年3月31日	令和 8年3月31日
3歳児	令和 3年4月2日～令和 4年4月1日	令和10年3月31日	
4歳児	令和 2年4月2日～令和 3年4月1日	令和 9年3月31日	
5歳児	平成31年4月2日～令和 2年4月1日	令和 8年3月31日	

2. 保育の必要性の認定

保育所・認定こども園・地域型保育事業所（以下、保育施設といいます。）を利用するためには「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。新居浜市では教育・保育施設利用の申込み手続きと教育・保育給付認定申請を兼ねて行います。※「保育の必要性の認定」は、保育の必要性の有無を判定するものであり、入所の可否を決定するものではありません。

（1）保育を必要とする事由・認定期間

「保育の必要性の認定」は、保護者からの教育・保育給付認定申請に基づき、市が認定を行い、支給認定証を発行します。認定結果について、申請が集中し審査に時間を要する時期などは、申請後発行まで30日を超える場合があります。

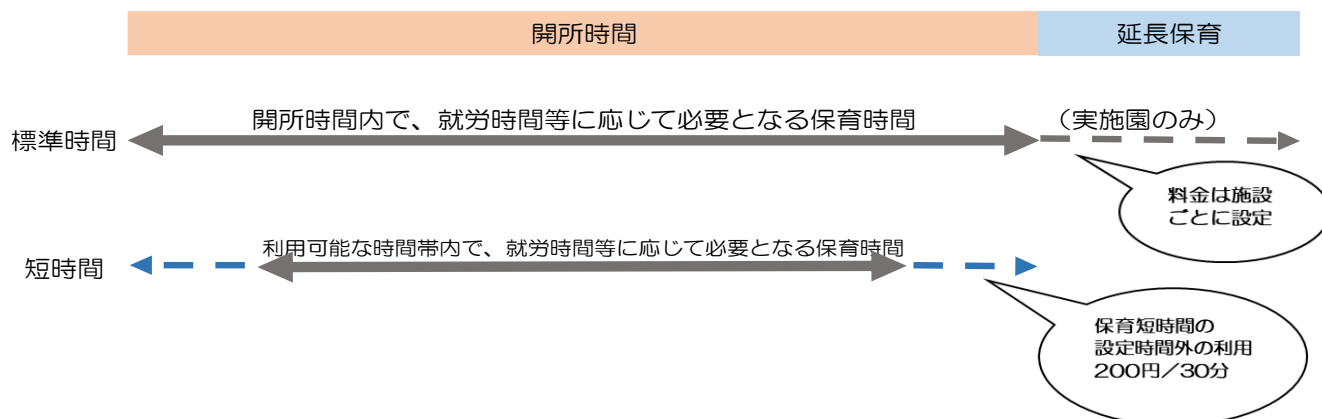
	保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量の区分
1	月64時間以上（1日4時間以上）の就労	小学校就学前まで	標準時間または短時間
2	妊娠・出産	出産予定月の前後各2か月	標準時間
3	保護者の疾病、障がい	小学校就学前まで	標準時間
4	親族の介護・看護（1日4時間以上月64時間以上）	小学校就学前まで	標準時間または短時間
5	災害復旧にあたる場合	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	標準時間
6	求職活動	3か月	短時間
7	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む・1日4時間以上月64時間以上）	職業訓練校や大学等へ通学する期間	標準時間または短時間
8	虐待やDVのおそれがあること	小学校就学前まで	標準時間
9	育児休業取得の際に、すでに保育所利用中の子どもの継続利用が必要と認められる場合	育児休業期間	短時間
10	その他上記1～9に類すると市が認めた場合	小学校就学前まで	標準時間または短時間

- 3号認定の認定期間は、3歳の誕生日の前々日までとなります。以降、市が認定区分を2号認定に切り替えて支給認定証を発行するので、申請は不要です。認定期間は就学前までとなりますが、上記に該当する場合はそちらが優先されます。

(2) 保育必要量の区分

保育必要量とは、就労時間等に応じて保育所等を利用できる時間です。

- 標準時間・・・1日最大11時間の中で必要となる時間利用可能（月120時間以上の就労等）
- 短時間・・・1日最大8時間の中で必要となる時間利用可能（月64時間以上の就労等）



※利用できる時間帯（開所時間、延長保育、短時間の設定時間）は、P19～20をご確認ください。
 ※通勤時間等により短時間認定では仕事に間に合わない等の場合は、園またはこども保育課までご相談ください。

3. 保育所等入所申込から利用決定までの流れ

	令和7年4月1日入所の場合	年度途中入所の場合（毎月1日付）
入所可能児童数の公表	—	毎月25日頃翌々月の入所可能児童数をホームページにて公表
受付期間	令和6年11月25日（月）から 12月6日（金）まで	入所希望月の前月の10日まで ※土・日・祝日を除く ※10日が土日祝の場合はその前平日まで
受付場所	第1希望の保育施設 ※第1希望の施設で必要書類を受け取り、受付期間内に当該施設へ提出してください。 入所希望児童の面接も行っておりますので、お子様も一緒にお連れください。 ※申込書は第1希望の施設にのみ提出してください。複数施設に提出された場合は無効です。 ※入所は先着順ではありません。入所調整により決定します。 ※希望する施設の保育の内容や実費負担の利用料等については、事前に各施設に確認してください。入所調整により第1希望以外の施設になる場合も同様に確認をお願い致します。	
保育の必要性の認定	P2～3参照	
入所調整	P11～12参照	
結果通知	令和7年2月下旬に郵送予定	入所希望月の前月20日頃に郵送予定
	※入所保留となった場合は、申請月初日のみ入所承諾保留通知を送ります。その後は毎月入所調整を行い、入所可能となった月に連絡します。	
受付期間内の申込ができなかった場合	最終締切：令和7年2月28日（金）	翌月の入所調整になります。



4. 入所申込するときチェックすること

(1) 保育を必要とする事由に該当していますか？ (P2)

Q&A はコチラ

(2) (1) に関する書類はそろっていますか？ (P6~8)

- 提出された書類内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定及び入所決定の取り消しを行う場合があります。

(3) 入所申込児童の年齢は、利用希望の保育施設に該当していますか？

P1~2・P19~20をよくご確認ください。

4月入所を希望する児童が申込時点で生まれていない場合、原則令和7年1月末までに出産予定の方は入所申込が可能です。(2月以降の出産となった場合は、4月の入所調整の対象とはなりません。) 母子手帳のコピー(保護者名及び出産予定日がわかるページ)が必要です。

出産後は速やかにこども保育課まで連絡し、申込児童氏名の届出などを行ってください。なお、申込み期間は他の4月1日入所の受付期間と同じです。

(4) 新居浜市で住民登録していますか？

住所地以外の市町村の保育施設に入所を希望する場合、市町村間で調整等を行います。利用には条件があり、双方の市町村が広域入所の取り扱いをしている場合にのみ可能となります。

住所地 (住民登録している市町村)		申込先	必要書類	利用条件	受付期間
新居浜市	転出予定	転出先の市町村または新居浜市(転出先に要確認)	新居浜市の様式 (転出先に要確認。転出先の様式を利用する場合があります。)	転出	希望施設のある市町村の締切日(新居浜市に提出する場合はその1週間前まで)
	転出以外	新居浜市	新居浜市の様式	希望施設のある市町村に職場がある、里帰り出産等 (希望施設のある市町村に要確認)	
新居浜市外	転入予定	新居浜市内の保育施設 または新居浜市	新居浜市の様式	入所月の初日までに転入	入所希望月の前月10日まで(10日が土日祝の場合はその前平日)
	転入以外	住民登録している市町村	住民登録している市町村の様式	新居浜市に職場がある、里帰り出産等	転入予定以外は締切間に合うよう、住民登録している市町村へ提出

●郵送でのお手続きの場合、期日に余裕をもってお手続きください。

●広域入所の場合、保護者が希望施設のある市町村に申請前に確認(市外在住者の申込みが可能か、申し込み締め切り日、必要な書類等)のうえ、お手続きくださいますようよろしくお願いいたします。

(5) 入所決定した場合、通える園を希望していますか？

入所申込書の希望施設は、ご家族でよく相談し、入所決定した際通うことができる園をご記入ください。第1希望の施設への入所ができない場合、入所調整はまずご記入いただいた施設の中から調整を行うため、通える範囲でできる限り希望を記入してください。

(6) 育児休業から復職する場合はご確認ください。

※育児休業から復帰する予定で入所決定した方で、実際に復職していない場合は入所取消（退園）の対象となりますのでご注意ください。

（「復職」とは、育児休業の承認を受けた会社に復帰し、仕事に就くことです。）

●就労証明書の育児休業終了日が1日～6日：育児休業終了日が属する月の前月から入所申込可能
（例：4月入所の場合、育児休業終了日が5月6日までの方が対象）

●就労証明書の育児休業終了日が7日～月末：育児休業終了日が属する月の当月から入所申込可能
（例：育児休業終了日が5月7日の場合、5月入所から申込可能）

※就労証明書の育児休業期間が、入所申込可能な育児休業期間を超えている場合

原則入所申込はできません。ただし、就労証明書より入所内定時に育児休業期間を短縮できることが確認できる場合は申込可能です。別途申立書も提出してください。また、入所決定後、短縮した育児休業期間及び復職日が記載された就労証明書を再度提出してください。

●保育施設へ入所できなかった場合に発行する入所承諾保留通知は、希望施設に入所できなかった場合に発行する書類です。**入所辞退した場合や受付期間に入所申込がなかった場合は発行できません。**

●派遣会社に雇用され育児休業を取得している場合の「復職」とは、同じ派遣会社に復帰することを指します。その際、派遣先は以前と違う場合でも復職に該当します。ただし、派遣先が同じでも異なる派遣会社に入社したり、派遣会社を退職した場合は、入園取消（退園）の対象となります。

●現在、育児休業中で実施継続申し立てにより入所している児童の転園は認められません。
（乳児園または地域型保育事業所を2歳児で卒園されることに伴った転園の場合は、この限りではありません。）

(7) 入所申込書提出後、変更が生じた場合はこちらをご確認ください。

	4月1日入所希望	年度途中入所希望
希望施設の変更	申込受付期間後の変更はできません。 ※ただし希望月の入所が保留になった場合、翌月以降の希望園の変更については、こども保育課へお問い合わせください。	
申込内容の変更	書類未提出または保育が必要な事由の変更	
	園での受付：12月23日（月）まで 最終締切 12月27日（金）こども保育課必着	（締切） 入所希望月の前月10日（10日が土日祝の場合はその前平日） ・上記締切を過ぎての提出は減点します。
	家庭状況の変更 12月27日までにこども保育課で変更手続きをしてください。 ※採点は、令和7年1月1日の世帯状況を基準とします。	申し込み時点での世帯状況を基準として採点しますが、入所希望月初日までに変更の予定がある場合は、こども保育課へお知らせください。
入所申込の取下げ	第1希望の保育施設またはこども保育課へお知らせください。 ※入所申込取下げ書の提出が必要です。	

※期限経過後の変更につきましても、状況が変わり次第お手続きをお願いします。

5. 入所申込に必要な書類

(1) 全員必要な書類

- ・教育・保育給付認定申請書兼入所（園）申込書（入所を希望する子ども一人につき1枚必要です。）
- ・保育の必要性を証明する書類（P7）
- ・マイナンバーに関する書類（P8）
- ・問診票（0歳児は母子手帳の検診の記録）

(2) 該当する方のみ必要な書類

1. ひとり親家庭（住民票の異動が必須です）	
a. 児童扶養手当を受けている	児童扶養手当証書
b. ひとり親家庭医療を受けている	ひとり親家庭医療費受給者証
c. 離婚を前提とした別居の場合	事件係属証明書など離婚調停中であることがわかるもの
d. a～cのいずれもない場合	戸籍謄本（離婚の記載があるもの）
2. 家族に障がいのある方がいる家庭	
特別児童扶養手当を受けている	特別児童扶養手当認定通知書など
障がいの手帳を受けている方がいる	身体障害者手帳、精神障害保健福祉手帳、療育手帳
障害基礎年金を受けている方がいる	年金証書
3. 生活保護を受給している家庭	
生活保護の受給証明書など	
4. 生計中心者が失業している家庭	
退職事由が確認できる書類（雇用保険受給資格者証等）	
5. 認可外保育施設を利用している家庭	
認可外保育施設等受託証明書 ※2か月以上かつ16日/月以上かつ4時間/日以上利用している場合が対象	
6. 未就学児のきょうだいが保育所等に入所しない家庭	
兄弟姉妹が保育所等に入所しない申立書	
7. 同居家族以外で、保護者と生計を一にしている家族がいる家庭	
同居家族以外の特定被監護者申立書	
8. 令和6年1月2日以降に新居浜市に転入してきた家庭または転入予定の家庭	
市民税決定通知書の写しまたは所得課税証明書 ・令和7年4～8月入所：令和6年度分（令和6年1月1日は市外在住） ・令和7年9～令和8年3月入所：令和7年度分（令和7年1月1日は市外在住） ※マイナンバーで確認できる場合は省略できます。	
9. 入所申込時点で新居浜市に転入していない家庭	
転入に関する誓約書	
10. 祖父母と同居している家庭	
①同居する祖父母が65歳未満の場合は、保育の必要性を証明する書類（P7） ②保護者（児童の父母）の直近3か月の収入状況がわかるもの（給与明細等） (①・②両方必要)	
11. 海外勤務をされている家庭	
勤務先からの給与の支払い証明など、海外での収入がわかる書類を提出してください。（外国語で記載されている場合は和訳文の添付をお願いします。）	
12. 里親の委託を受けている場合	
里親委託（措置）決定通知書など	
13. 保育士等として就労する場合	
保育士等就労に関する申出書	
14. 育児休業から復職する場合	
申立書 （復職日が入所可能な育児休業期間を超えている場合のみ）	

●保育の必要性を証明する書類

状 況		書 類 名	父	母
就 労	会社員・パート・法人化している自営業	就労証明書 (産休・育休明け復職予定の場合は、産休・育休取得期間及び復職年月日の記載が必要。入所可能な育休期間を超えている場合は、入所内定時育休短縮可否の欄(可または可(予定))にチェックが必要。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	法人化していない自営業 (農漁業含む)	自営業主 ①就労証明書 ②(ア)～(イ)のいずれかのコピー (ア)確定申告書または市県民税の申告書 (イ)開業届(開業後1年以内) (ウ)営業許可書(開業後1年以内) (エ)収支がわかる帳簿等 (①・②両方必要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
		自営業主以外 ①就労証明書 ②(ア)～(オ)のいずれかのコピー (ア)確定申告書(事業専従者であることが確認できるページ) (イ)市県民税の申告書(収入があることがわかるもの) (ウ)源泉徴収票(就労証明書を発行した事業所が発行するもの) (エ)給与明細3か月分 (オ)自営業主の②のいずれか (①・②両方必要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	内職	①就労証明書、②タイムスケジュール、③支払明細書等稼働していることがわかるもののコピー(3か月分) (①～③すべて必要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
妊娠・出産		母子健康手帳のコピー(保護者名及び出産予定日がわかるページ)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
疾病・障がい	病気である	病院等の診断書のコピー(家庭内保育が困難である旨記載のもの) ※申込日時点で作成後6か月以内のもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	障がいがある	①身体障害者手帳、②精神障害保健福祉手帳、③療育手帳 ④病院等の診断書 (①～④いずれかのコピー)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
病人等の看護・介護をしている		①介護(看護)申立書(タイムスケジュールを記入)、 ②介護・看護状況がわかる診断書または状況がわかるもの(身体障害者手帳等)のコピー (①・②両方必要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
被災し復旧にあたっている		罹災証明	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
求職活動(起業準備含む)		求職申立書 (入所後3か月以内に就労証明書等が提出されない場合退所となります)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
就学(職業訓練を含む)		①就学申立書、②在学証明書、③カリキュラム等がわかるもの (①～③すべて必要)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
虐待・DV		保護命令書(接近禁止命令、退去命令)のコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

【注意事項】

- ・保育の必要性を証明する書類（添付書類含む）の提出が期日までにない場合は、入所調整において減点します。雇用期間や就労時間など採点に関する記載の不備により返却した場合も、期日までにご提出下さい。
- ・確定申告書または市県民税申告書の写しは、申請時点で最新のものをご提出ください。
（例）令和7年度4月入所申込の場合→令和6年度（令和5年の収入分）の申告書の写し
- ・開業してから1年経過しておらず確定申告または市県民税の申告をしていない場合は、別途書類の提出をお願いします。
（例）令和6年4月に開業の場合→開業届や営業許可書等（提出のない場合は減点します）
令和5年11月に開業の場合→令和6年度（令和5年の収入分）の申告書の写し
- ・産休・育休明け復職予定の場合は、産休・育休取得期間及び復職年月日を記載してください。記載のない場合の加点はありません。
- ・保育士等として就労する場合、就労証明書のほかに「保育士等就労に関する申出書」も一緒にご提出ください。
- ・提出された書類のみでは判断できない場合、そのほかの状況がわかる書類の提出を依頼する場合があります。

●マイナンバー（個人番号）確認に必要な書類（※申請者（代表保護者）のみ）

子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、教育・保育給付認定に係る手続きの際、マイナンバーの記載が必要になります。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力をお願いします。

また、マイナンバーを記載した申請書等を提出する場合、なりすましなどを防止するため、マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と、番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）を行います。

1. マイナンバーカードがある場合		マイナンバーカードの両面コピーを提出してください。
2. マイナンバーカードがない場合		※番号確認書類＋身元確認書類を提出してください。
◆番号確認書類 ①～③のいずれか1点		①申請者（保護者）のマイナンバー通知カードのコピー ②マイナンバー記載の住民票のコピー ③マイナンバー記載の住民票記載事項証明書のコピー
◆身元確認書類	A 書類	運転免許証やパスポート、身体障害者手帳など顔写真が表示されているもの1点
	B 書類	公的医療保険の被保険者証や介護保険の被保険者証、年金手帳などのうち2点

6. 入所申込書の記入例

7

(宛先)
新居浜市長

施設管理者

施設型給付費・地域型保育給付費等
教育・保育給付認定申請書
兼入所(園)申込書(令和7年)

入所事業所
入所事業所欄は記入しないでください。

現在利用している施設がある場合のみご記入ください。

提出する日を記入してください。

※現在利用している施設がある場合(利用施設名:)

申込日 令和 6 年 12 月 1 日

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る教育・保育給付認定を申請します。

代表保護者は支給認定証等に記載される保護者です。また口座振替(市へ納める場合)をする場合の納入義務者となります。すでに在園しているきょうだいがいる場合は、同じ保護者を代表保護者としてください。

住所	新居浜市		
氏名(自署)	氏名(自署)		
第1連絡先	児童との続柄	父・母・その他()	
第2連絡先	児童との続柄	父・母・その他()	
第3連絡先	児童との続柄	父・母・その他()	

優先度の高い順に連絡先を記入してください。

氏名	フリガナ	児童のマイナンバー(個人番号)	生年月日	性別	教育・保育給付認定番号
新居 次郎	ニイ ジョウ	1234-5678-9001	平成30年5月1日生 令和3才(令和7年4月1日現在)	男	(既に認定証の交付を受けている場合記入)

① 世帯の状況

申込み対象児童本人以外の同居している親族等全員について記入してください。単身赴任の保護者や生計同一で別居している世帯員がいればあわせて記入してください。

年齢は、令和7年4月1日現在の満年齢を記入してください。

氏名	フリガナ	性別	年齢	勤務先(職業)又は学校名等	マイナンバー(個人番号)	備考
新居 浜郎	ニイ ハムロ	父	41	〇〇株式会社	-	
新居 花子	ニイ ハナコ	母	-	-	-	求職中
新居 一子	ニイ イチコ	姉	11	△△小学校4年	-	
新居 一郎	ニイ イチロウ	兄	5	-	-	同時申込中
新居 浜一	ニイ ハマイチ	祖父	66	漁業	-	
新居 春子	ニイ ハルコ	祖母	63	無職	-	
新居 浜次	ニイ ハマジ	叔父	37	-	-	身体障がい級

学校名・学年、幼稚園名、保育園名を記入してください。

同居の祖父母がいる場合は、無職であっても勤務先欄へ記入をしてください。

該当する状況に○をつけてください。保育料等の減額の対象となる場合は証明書の提出が必要です。

ひとり親世帯のみ記入 ※証明書等添付	児童扶養手当受給者証の交付(有・無)	ひとり親家庭医療費受給者証の交付(有・無)
世帯に障害者手帳等を所持している方がいる場合のみ記入 ※証明書等添付	離婚前提別居(調定: 有・無)	※いずれの証明書もない場合、戸籍謄本の提出が必要です。
生活保護の適用(有・無)	身体障害者手帳(有・無)	特

いずれかに☑を記入してください。

第3希望まで記入し、希望理由に○をつけてください。入所調整により希望施設に入所できない場合もございます。入所できない場合の希望欄も必ず☑をしてください。

② 利用を希望する期間、希望施設(事業者)名

利用を希望する期間	希望施設(事業者)名	第1希望	第2希望	第3希望
令和7年4月1日	〇〇保育園	〇〇保育園	〇〇保育園	認定こども園△△幼稚園
希望理由	希望理由	希望理由	希望理由	希望理由
<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 まで	<input type="checkbox"/> 自宅に近い <input type="checkbox"/> 勤務先に近い <input type="checkbox"/> 通園経路 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が入所中 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 自宅に近い <input type="checkbox"/> 勤務先に近い <input type="checkbox"/> 通園経路 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が入所中 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 自宅に近い <input type="checkbox"/> 勤務先に近い <input type="checkbox"/> 通園経路 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が入所中 <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 自宅に近い <input type="checkbox"/> 勤務先に近い <input type="checkbox"/> 通園経路 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹が入所中 <input type="checkbox"/> その他()
<input checked="" type="checkbox"/> 同一施設への同時入所を希望(同園優先) <input type="checkbox"/> 一名からでも希望順位の高い施設への入所を希望(順位優先) <input type="checkbox"/> 希望園に入園できるまで待つ(入所希望月以降も希望園での入所調整希望)		<input checked="" type="checkbox"/> 2人以上同時に申し込まれる際は、必ずどちらかに☑を付けてください。		
<input checked="" type="checkbox"/> 希望園に入園できるまで待つ(入所希望月以降も希望園での入所調整希望) <input checked="" type="checkbox"/> 他の園の紹介を希望する 1. 自宅近く 2. 勤務先近く 3. 希望園あり(〇〇保育園) 4. その他()		<input type="checkbox"/> 入所申込を取り下げる		

③ 保育の利用を必要とする事由等

保育の利用を必要とする事由 ※証明書等添付	続柄	児童の父母(保護者)の該当する理由を○で囲み、必要書類を提出してください。		備考
	父	①. 就労 2. 妊娠・出産(出産予定日: 年 月 日) 3. 疾病・障がい 4. 介護、看護 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 8. DV・虐待 9. その他()		就労、介護等従事時間 (8 時間/1日) (20 日勤務/月)
母	1. 就労 2. 妊娠・出産(出産予定日: 年 月 日) 3. 疾病・障がい 4. 介護、看護 5. 災害復旧 ⑥ 求職活動 7. 就学 8. D 勤務時間により、必要な保育の利用時間を記入してください。		()	就労、介護等従事時間 (時間/1日) (日勤務/月)
希望する利用時間	利用曜日		利用時間	備考
	月	曜日から	金 曜日まで 8 時 30 分から 16 時 30 分まで	
希望する保育必要量の区分	<input type="checkbox"/> 保育標準時間(最大11時間)認定 <input type="checkbox"/> 保育短時間(最大8時間)認定		⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿	いずれかに☑を記入してください。 保育時間は、標準時間・短時間ともにご家庭で保育ができない時間帯のみです。
送り迎え	主な送り迎え者(父・母) 祖父・祖母・()		送迎方法(徒歩・自動車・自転車・())	所要時間(15分)

④ 祖父母の状況

	フリガナ 氏 名	年 令	就労の有無 (有の場合の勤務先)	申請児童との同居・別居 (別居の場合の住所)	傷 病	備 考
父 方	ニイ ハマイ	64	有・無	同居・別棟・別居	有・無	
	新居 浜一		(漁 業) ()	()	()	
母 方	ニイ ハルコ	61	有・無	同居・別棟・別居	有・無	
	新居 春子		() ()	()	()	
母 方	離別		有・無	同居・別棟・別居	有・無	
	スミモ カネ	55	有・無	同居・別棟・別居	有・無	病気入院中
住友 金子	() ()		()	松山市〇〇町一丁目1番1号	()	

※施設記載欄 (施設・事業者を経由して提出する場合)

記入は不要です。	
----------	--

※市町村記載欄

記入は不要です。	
----------	--

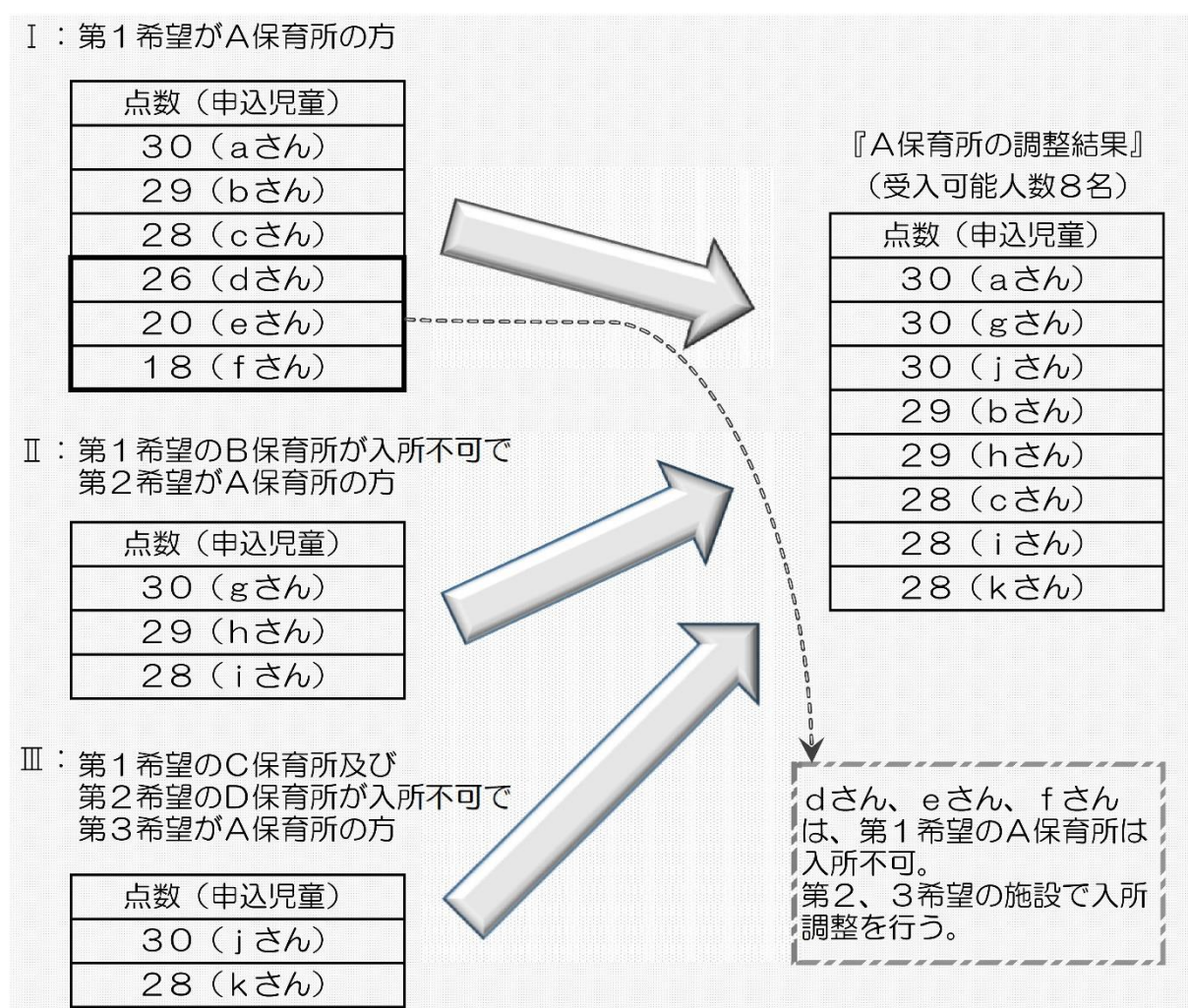
7. 入所の利用調整とは

各施設、各年齢の受け入れ可能人数の範囲内で、優先度の高い方から入所していただけるよう、入所調整を行います。**(提出の先着順ではありません!)**

調整に際しては、優先度を判断するため採点を行います。採点は基準表に基づき、父、母それぞれの状況に応じて基準点を算出し、父母の基準点の合計点に、家庭状況等に応じた調整点で加減を行い合計点を算出し、合計点数がより高い方を優先度が高いものと判断します。採点后、優先度が高い方から各園の入所可能人数の範囲で、入所決定します。

希望の施設に入所できない場合で、他の利用可能施設等の紹介を希望する場合は、こども保育課よりご連絡します。

入所調整のイメージ (A保育所に入所決定するまで)



上図で、第1希望のB保育所への入所ができなかったgさん、hさん及びiさんについて、第2希望のA保育所で入所調整を行う場合、A保育所を第1希望としたdさん、eさん及びfさんよりも優先度(点数)が高いことから、入所調整はgさん、hさん及びiさんが優先されることとなります。また、jさん及びkさんについても、第3希望のA保育所で入所調整を行う場合、同様にdさん、eさん及びfさんよりも優先度(点数)が高いことから、優先されることとなります。

採点基準表

(別表)

新居浜市保育施設等の入所調整に関する基準

1. 保育利用の優先順位に関する基準点

番号	保育利用にあたる保護者の就労形態等						
	事由	細目	就労時間等	基準点			
1	就労	会社員、公務員、パート、アルバイト等雇用されているもの	160時間以上／月	15			
			140時間以上／月	14			
			120時間以上／月	13			
			80時間以上／月	12			
			64時間以上／月	11			
		就労先の内定が確認できるもの(1月2日から5月7日の就労開始まで) ※内職を除く	160時間以上／月	13			
			140時間以上／月	12			
			120時間以上／月	11			
			80時間以上／月	10			
			64時間以上／月	9			
		自営業(農・漁業従事者を含む)	中心者	160時間以上／月	15		
				140時間以上／月	14		
				120時間以上／月	13		
			協力者	80時間以上／月	12		
				64時間以上／月	11		
		内職	160時間以上／月	13			
			140時間以上／月	12			
120時間以上／月	11						
		80時間以上／月	10				
		64時間以上／月	9				
			8				
2	妊娠・出産	出産予定日の属する月と前後各2か月(出産2か月後の月末まで)の間で出産・休養のため保育の必要があるもの		13			
3	保護者の疾病・障がい等	病気やけがで入院や自宅療養をしているものや、精神もしくは身体に障がい等を有するもの	1か月以上の入院	15			
			常時臥床		15		
				精神疾患	精神障害保健福祉手帳の所持以外で医師の診断のあるもの	13	
			居宅療養	一般療養	医師が1か月以上の安静加療が必要と診断したもの	12	
					上記以外で保育が困難とされる医師の診断のあるもの	8	
			心身障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害保健福祉手帳1・2級		15	
				身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害保健福祉手帳3級		13	
				身体障害者手帳4級以下		11	
			4	介護・看護	親族等の看護、または介護をしているもの	160時間以上／月	15
						140時間以上／月	14
120時間以上／月	13						
80時間以上／月	12						
64時間以上／月	11						
5	災害復旧	震災、風水害、その他の災害復旧にあたるもの		15			
6	求職活動	雇用条件等を確認できる就労先内定者を除いた就労活動中(起業準備を含む)のもの		3			
7	就学	職業訓練校を含む学校等に就学するもの※4	160時間以上／月	15			
			140時間以上／月	14			
			120時間以上／月	13			
			80時間以上／月	12			
			64時間以上／月	11			
			居宅内での就学(通信教育等)	7			
8	虐待・DV	虐待を受ける恐れがある、または配偶者から暴力を受ける恐れがあると認められるもの		15			
9	育児休業	※新規申込み不可		—			
10	不存在	離婚、死別、行方不明、拘禁、離婚を前提とした別居等		15			

2. 児童の家庭状況等に関する調整点

番号	考慮すべき世帯の状況等		
	事由	適用	調整点
1	ひとり親世帯(母子・父子世帯)	配偶者と離婚、死別、または未婚であるもの。配偶者が拘禁中であるもの。離婚を前提に別居しているもの	5
2	生活保護世帯	生活保護の受給世帯	3
3	里親の委託を受けている世帯	里親委託(措置)決定通知書	2
4	生計中心者の失業	生計中心者が失業し(自発的失業を除く)、速やかな就労が必要であると認められるもの	3
5	虐待・DVの恐れがある場合	・保護証明(接近禁止命令、退去命令)を受けたもの ・「特別の支援を要する家庭」として、児童相談所等の通知を受けたもの	5
6	児童が障がい等を有する場合	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害保健福祉手帳または特別児童扶養手当の受給者証を交付されているもの及び障害児保育を行う必要が認められたもの	2
7	育児休業・産後休暇明け	育児休業・産後休暇明けで復職するもの(復職日が1月1日から5月7日までの間に限る)	2
8	兄弟姉妹が同一の施設等の利用を希望する場合(当項目内での重複不可)	既に兄弟姉妹が入所を希望する施設等に在籍しているもの※5	5
		複数の兄弟姉妹が、同時に同一の施設等の利用を申し込むもの	3
		既に兄弟姉妹が別々の施設等を利用している場合で、同一の施設等に申し込むため、転園を希望するもの	5
9	認可外保育施設を利用している場合	認可外保育施設を認可所利用開始の2か月以上前から、16日/月以上、4時間/日以上利用しているもの	2
10	同年の兄弟姉妹が同一の施設等の利用を希望する場合	双子等の多胎児が、同時に同一の施設等の利用を申し込むもの(例:双子…2点、三つ子…3点)	1×当該児童を含む同年の兄弟姉妹の人数
11	保護者が以下に該当する場合(新居浜市内での勤務に限る) ・幼稚園及び保育所等※6で保育士等※7として就労(内定含む)する場合 ・保育所等※6の給食調理員として就労(内定含む)する場合	就労時間が120時間以上/月のもの	7
		就労時間が64時間以上120時間未満/月のもの	4
12	小規模保育所など地域型保育事業所等の卒園児	小規模保育所など地域型保育事業所等を入所期間満了で卒園するもの(乳児園を含む)	4
13	同居する65歳未満の祖父母がいる場合	保育可能な、同居する65歳未満の祖父母がいるものただし、就労、疾病等で保育ができない場合を除く(確認できる証明が必要)	-2
14	申込児童以外に申込のない未就学の兄弟姉妹がいる場合	家庭内等で保育可能な未就学の兄弟姉妹がいるものただし、その児童を介護する等、保育の必要性の事由に該当する場合を除く	-2
15	保育料の未納がある場合	保育料の未納がある別回数に応じて減点を行う	-1×期別数(最大15)
16	同一認定こども園において、1号認定から2号認定への変更を希望する場合	申し込み時点で認定こども園の1号認定で在籍中であるものが、同施設の2号認定を申し込みのもの	1
17	入所申込に必要な書類が指定する期日までに提出されないもの		-2

3. 点数が同点の場合の優先順位(以下の順とする)

1	兄弟姉妹と同一施設への利用が見込まれるもの(①、②の順とする) ①兄弟姉妹が既に入所しているもの、②兄弟姉妹が同時申込するもの
2	小規模保育所など地域型保育事業所等を卒園するもの(乳児園含む)
3	ひとり親家庭で同居する祖父母がいないもの
4	当該施設の希望順位が高いもの
5	基準点が高いもの
6	上記においても優先順位がつけられない場合は、世帯の状況等を総合的に判断し、入所調整を行う

◆注意事項

※1 採点は父母それぞれの基準点の配点を合算し、調整点によって加減する。

※2 保護者の保育を必要とする事由が複数ある場合、原則として配点の高い方の事由で採点を行う。

※3 保育を必要とする事由が複数の区分に該当する場合は、それぞれの事由に係る従事時間等を合算し、最も従事時間の長いものを主たる理由として採点を行うものとする。

※4 1. の7就学の対象となる施設は、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設への在学、または職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練または職業能力開発総合大学校において行う指導員訓練もしくは職業訓練、もしくは職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する認定職業訓練等。

※5 2. の8について、認定こども園において、1号認定で在籍中の児童がいる場合のきょうだい入所も含める。ただし、申込児童がすでに同園に在籍している場合を除く。

※6・※7 2. の11について、保育所等とは保育所、認定こども園又は地域型保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業)をいい、保育士等とは、保育士資格、看護師免許、幼稚園教諭免許、小学校教諭免許もしくは養護教諭免許のいずれかを有する者をいう。なお、就労証明書により証明された場合のみ該当する。

※8 保育所再編計画による採点については別途定める。

8. 利用者負担額（保育料・副食費）について

（１）保育料について（０～２歳児）

①保育料の算定

保育所等を利用する場合の保育料は下の表のとおり、市民税所得割額において決定されます。

年度	令和6年度	令和7年度		令和8年度
保育料賦課月	9月～3月	4月～8月	9月～3月	4月～8月
対象市民税額	令和6年度分		令和7年度分	
対象市民税額の計算元となる収入	令和5年1月～12月の収入		令和6年1月～12月の収入	

②保育料の計算方法（例：P14）

保育料は、父母の市民税所得割額の合計により決定します。

ただし、生計が父母の収入のみでは成り立っていないと認められた場合で、同居している祖父母等がいる場合、祖父母等のうち収入が多い方を家計の主宰者として認定し、父母とその家計の主宰者の税額を合算して保育料を決定します。（住民票上別世帯であっても、同じ家屋で生活している場合は同居とみなします。）

その際父母の給与明細等収入がわかるものを提出していただくことで、その収入のみで家計が成り立っていると判断される場合は合算は致しません。

③市民税が未申告または変更となる場合

未申告の場合は、保育料および副食費の算定ができませんので、必ず申告をしてください。

税額が確定しない場合は、最高額で仮決定いたしますのでご了承ください。

税額の調査により、税額が変更となった場合は、令和7年度分の保育料および副食費については再計算しますので、追徴または還付になることがあります。

④保育料の軽減措置

保育施設等を利用する住民税非課税世帯を対象として、保育料を無償化します。また第2子目以降への保育料の軽減措置は、以下のとおりとなります。

ア 市民税所得割額 57,700 円未満の世帯は、年齢制限なく第2子目を半額、第3子目以降は無料となります。

イ 要保護者等世帯の市民税所得割額 77,101 円未満の世帯は、年齢制限なく第2子目以降は無料となります。

ウ ア及びイ以外の世帯について、同一世帯に小学校3年生以下の子どもが2人以上いる場合、第2子目を半額、第3子目以降は無料となります。

※要保護者等世帯・・・ひとり親世帯、在宅障がい児（者）家庭等

●保育料の計算方法

(例) 児童クラス年齢：2歳児クラス 保育の必要量：保育標準時間

父：自営業（普通徴収） 母：会社員（特別徴収）

父母の市民税額 = (28,140円 - 1,500円) + (147,400円 + 60,000円) = 234,040円

市民税・県民税通知書（普通徴収）			給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収）		
課税標準額	総所得	469,000	決定		
	長期譲渡所得	-			
	短期譲渡所得	-			
	株式等譲渡所得	-			
	上場株式等の配当所得	-			
	先物取引	-			
	区分	市民税	県民税		
	均等割①	3,500	2,200		
	算出所得割②	28,140	18,760		
	調整控除③	1,500	1,000		
配当控除④	-	-			
住宅借入金等特別税額控除⑤	-	-			
寄付金税額控除⑥	-	-			
外国税額控除等⑦	-	-			
配当割・株式譲渡所得割控除⑧	-	-			
計 ①+②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧	30,100	19,900			
年税額		50,000			
控除出来なかった配当割・株式譲渡所得割		-			
税額	税額控除前所得割額④	208,980			
	税額控除額⑤	61,500			
	所得割額⑥	147,400			
	均等割額⑦	3,000			
	税額控除前所得割額④	99,320			
	税額控除額⑤	41,000			
	所得割額⑥	98,300			
	均等割額⑦	1,700			
	特別徴収税額⑧	250,400			
	控除不足額⑨	0			
	既充当額⑩	*****			
	既納付額⑪	*****			
差引納付額⑧-⑩-⑪-⑨、⑩	250,400				
変更前税額⑫	*****				

※保育料を算定する市民税額の計算には、「住宅借入金等特別控除」「寄附金控除（ふるさと納税等）」「配当割・株式譲渡所得割額控除」「配当控除」「外国税額控除」は適用されません。（令和6年度の市民税額は定額減税が適用されています。）

※普通徴収と特別徴収の両方で課税されている方は、両方の市民税所得割額を合計して計算してください。

令和6年度新居浜市保育所保育料徴収基準額表（2・3号認定）

（令和6年9月1日）

各月初日の教育・保育給付認定保護者の属する世帯の階層区分		保育料月額（単位：円）		
階層区分	定義	保育標準時間認定	保育短時間認定	
A	生活保護世帯等	0	0	
B	A階層を除き、当該年度分（4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯	0	0	
C1	A階層を除き、当該年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割の額のみ課税されるもの	要保護者等世帯	7,200	7,200
		要保護者等世帯以外の世帯	16,000	15,700
C2	48,600円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	19,500	19,100
D1	48,600円以上 57,700円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100
D2	57,700円以上 72,800円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	24,600	24,100
D3	72,800円以上 77,101円未満	要保護者等世帯	9,000	9,000
		要保護者等世帯以外の世帯	30,000	29,400
D4	77,101円以上97,000円未満	30,000	29,400	
D5	97,000円以上133,000円未満	37,000	36,300	
D6	133,000円以上169,000円未満	44,500	43,700	
D7	169,000円以上213,000円未満	48,000	47,100	
D8	213,000円以上257,000円未満	52,000	51,100	
D9	257,000円以上301,000円未満	57,000	56,000	
D10	301,000円以上397,000円未満	60,000	58,900	
D11	397,000円以上	63,000	61,900	

保育料は 52,000円と算定されます。

(2) 副食費について(3～5歳児・1号認定の満3歳)

給食費のうち、主食(ごはん・パン)は持参、副食(おかず・おやつ・飲み物)は利用者負担となります。

①副食費の算定、判定方法

(1)の保育料と同様です

②副食費の軽減措置

2号認定における要保護者等世帯については、市民税所得割額77,101円未満、同じく2号認定における一般世帯については、市民税所得割額57,700円未満、及び1号認定における市民税所得割額77,101円未満の世帯は、給食費(副食)を免除します。同一世帯に小学校3年生以下の子どもが3人以上いる場合は、第3子目以降の給食費(副食)は免除になります。(※第2子について、半額の軽減措置はありません。)

(3) 納入方法

①公立・私立保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の保育料の基準は同じです。

②月の途中退所の場合、保育料及び給食費(副食)は日割りで計算されます。

③病気やご家庭の事情等により登園できない場合も、在籍をもって保育料等がかかります。

④0歳児クラスから2歳児クラスの子どもの給食費(副食)は保育料に含まれます。

⑤納入先について

- ・保育料・・・公立・私立保育所は市に、認定こども園・地域型保育事業所は各園に納入
- ・給食費(副食)・・・公立保育所のみ市に、私立保育所・認定こども園・幼稚園は各園に納入

⑥納入方法について

- ・納入先が市の場合・・・口座振替による方法と納入通知書(コンビニエンスストアでの納付、またはスマートフォン等アプリのキャッシュレス決済も可能(保育副食費は不可))による方法の2通りがありますが、できるかぎり口座振替による納付をお願いします。※口座振替手続き完了後、はがきが届きますので振替開始時期を必ずご確認ください。(振替開始時期までは納入通知書による納付が必要です。)
- ・納入先が各園の場合・・・各園にお問い合わせください。

(4) 滞納処分について

保育料は、保育所を運営するための費用に充てられる大切なものです。

保育料の滞納は見逃すことができない問題として、本市では収納対策の強化に取り組んでいます。保育料を納入期限までに納めていただけない場合には、法令の規定により、給与、不動産など財産の差押え処分を実施します。

また、副食費につきましても、保育料と同様に給食を提供するための費用となる大切なものですので、納入期限までに納めてください。

納入が困難な場合は、こども保育課までご相談ください。

9. 幼児教育・保育の無償化について

詳細はコチラ



子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、令和元年10月1日から、3歳から5歳児（小学校就学前）までの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用料が無償となりました。（※0歳児から2歳児までの市民税非課税世帯の子どもも対象です。）実費として徴収される費用（通園送迎費、給食費、行事費用等）と延長保育料は無償化の対象外です。

なお、1号認定を受けている子どもで、保護者の就労等により預かり保育を利用している場合、申請を行い保育の必要性の認定を受けると、預かり保育についても無償化の対象（上限額あり）となります。

（1）無償化の対象となる費用

施設・事業	無償化の内容		
	0～2歳児	満3歳児※1	3～5歳児
保育所、認定こども園（2・3号）			利用料無償
地域型保育（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）	市民税非課税世帯のみ利用料無償		
幼稚園、認定こども園（1号）		利用料無償	
幼稚園、認定こども園（1号）の預かり保育※2		市民税非課税世帯のみ 月額 16,300 円を 上限に利用料無償	月額 11,300 円を 上限に利用料無償
認可外保育施設※2※3	市民税非課税世帯のみ 月額 42,000 円を上限に 利用料無償		月額 37,000 円を 上限に利用料無償
一時預かり事業、病児保育事業※2※3			
ファミリーサポート・センター事業※2※3	利用料無償		

※1 満3歳児とは、3歳になってから最初の3月31日までの間の子どもです。

※2 無償化の対象となるのは、保育が必要な子どもに限ります。

※3 認可保育所等に入ることができない人に対する代替的な措置として「預かり」を利用した場合に限ります。

幼稚園	シオン幼稚園、聖マリア幼稚園、神郷幼稚園、パコダ幼稚園
認定こども園	泉幼稚園、グレース幼稚園、ひかり幼稚園、菊本幼稚園、愛光幼稚園

神郷幼稚園は、4歳児から5歳児までの2年保育になります。

（2）無償化の認定申請について

①認可保育園、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業を利用する場合

施設の利用にあたり、改めて手続きをする必要はありません。

②幼稚園や認定こども園等の預かり保育を利用する場合

利用日までに、利用（予定）施設を通じ、「子育てのための施設等利用給付認定申請書（第2号・第3号）」を提出してください。保育の必要性の事由に応じて、「就労証明書」等が必要。

③認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業等を利用する場合

利用日までに、「子育てのための施設等利用給付認定申請書（第2号・第3号）」をこども保育課へ提出してください。保育の必要性の事由に応じて、「就労証明書」等が必要。

10. その他の保育サービスについて

(1) 一時保育・一時預かり事業について

新居浜市では、公立保育所において「一般型」、私立施設において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員の範囲内で受け入れることができる「余裕活用型」の2区分で一時保育を実施しています。

また、地域子育て支援拠点施設において、一時預かりを実施しています。受付方法については、各施設で異なりますので、事前に問い合わせください。


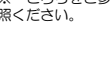
＜利用例＞「保護者が仕事をしている場合」
 「保護者の入院や出産など緊急で保育が必要な場合」
 「育児疲れなどでリフレッシュしたい場合」などに お預かりしています。

一時保育実施施設一覧（保育施設）

区分	施設名	住所	TEL (0897)	一時預かり事業の実施内容					
				対象者	利用要件	利用定員	利用料	利用回数	申し込み
一般型 公立	若宮保育園	新居浜市新田町一丁目8番38号	32-4194	市内在住で満1歳から就学前の児童		15名/日		1週間に3日(月に12日)限度	
	認定こども園 泉幼稚園	新居浜市王子町4番30号	32-4088	保育所に入所していない、市内在住で1歳(4月1日現在)から就学前の児童			全日(8:30~16:30)給食有 1,500円/日		
余裕活用型 地域型保育	かがやき保育園	新居浜市西原町二丁目2番111号	31-5535	保育所に入所していない、市内在住で0歳から就学前の児童	短時間就労、病気、入院、出産、介護・看護、災害、事故、冠婚葬祭、学校行事、育児疲れなど	施設の利用定員に空きがある場合の利用となるため、実際の利用時に確認が必要。	半日(8:30~12:30)給食有 1,000円/日	利用回数に制限なし	実施施設へ直接申し込んでください。 ※利用前に面接が必要です。
	かがやきびらす保育園	新居浜市久保田町二丁目4番41号	47-8728				半日(8:30~11:30、13:30~16:30)給食無 700円/日		
	ぼこ・あ・ぼこ保育園	新居浜市又野一丁目6番20号	47-6352				延長保育(開園~8:30、全日・半日の時間を超えて開園まで) 200円/30分		
	ひまわり乳児園	新居浜市郷三丁目16番7号	67-1281						
	こども園みるみる	新居浜市西原町一丁目1番62号	37-1911						

- ※ 施設によって、利用にあたっての取り扱いに違いがありますので、事前に詳細をお問い合わせください。
- ※ 市内在住ではない場合は原則利用ができませんが、里帰り出産の場合に限り利用可能です。また、若宮保育園（一般型）については、市内在住であれば、保育所等への入所の有無に関わらず利用可能です。

一時預かり実施施設一覧（地域子育て支援拠点施設）

施設名	住所	TEL (0897)	開所日	利用時間	一時預かり事業の実施内容						予約可能期間
					対象者	利用要件	利用定員	利用料	利用回数	持ち物	
子育て広場 ボノ	新居浜市 前田町8番8号 イオンモール新居浜1階	47-7776	休日(水曜日、地方祭、年末年始)以外	10:00~17:00	保育所に入所していない原則6か月以上3歳未満の児童	短時間就労、病気、入院、出産、介護・看護、災害、事故、冠婚葬祭、学校行事、育児疲れなど	1時間あたり3人	200円/時間 (1日3時間以内)	2箇所での利用合計 月12回まで		希望する日の1か月前から利用の2時間前まで
moku moku hiroba	新居浜市 萩生407番地の2	47-6690	休日(土・日曜日、祝日、お盆、地方祭、年末年始)以外	9:00~15:30	保育所に入所していない原則6か月以上3歳未満の児童						希望する日の2週間前から前日まで

- ※ 1日3時間以内、1時間単位で利用可能です。
- ※ 利用予定の施設に遊びに行ったことがない方は、お子さんへの配慮のために一度遊びにお越しください。その後、一時預かりが利用できます。
- ※ 新居浜市在住ではない児童も利用可能です。
- ※ 詳細は、各拠点施設へお問い合わせください。

(2) 病児・病後児保育について

市内に居住し、保育所等に通所中の乳児・幼児又は小学校に就学している子どもが病気の「急性期…症状がはっきり現れた状態」から「回復期…症状が治まった状態」にあたり、入院治療の必要はないが集団保育が困難で、かつ家庭での保育が困難な場合に預かります。家庭で保育されている子どもでも、保護者の都合で病気の子どもを看ることができない場合は利用できます。

【例えばこんな病気の時】 かぜ 扁桃腺 気管支炎 嘔吐 下痢 中耳炎 水ぼうそう
おたふくかぜ はしか 風疹 手足口病 結膜炎 外傷 など

●利用のしかた

- ①事前登録を行ってください。(保育施設やこども保育課、なかよし園で登録できます。緊急の場合は当日登録用紙を提出することで利用できます。)
- ②医療機関を受診し、医師の診断を受けてください。(病種、症状により利用できない場合があります。また、病気の診断書は必要ありません。)
- ③なかよし園へ電話で利用状況を確認のうえ、登園してください。

【利用料】2,700円/日(市民税非課税世帯：1,800円・生活保護世帯/無料)

	定員	利用可能時間	問い合わせ先
なかよし園 (十全総合病院東隣)	4名/日	月～金 8:00～18:00 ※祝日・年末年始・地方祭は除く	33-1818(内線7150) 090-5276-3339 (8:00～18:00)

(3) 休日保育について

新居浜市に在住する1歳(4月1日時点)から就学前までの児童で、新居浜市内の認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業所に入所している児童であって、常態的に(※)児童の保護者が日曜・祝日に勤務等のため、家庭において保育の実施が困難な世帯を対象に休日保育を実施しています。

(※)常態的とは、最低月1回(年間で12日)以上、日曜日または祝日に勤務すること等が見込まれる場合をいいます。

	定員	実施日	利用時間	利用料
ひまわり乳児園 住所：新居浜市郷3-16-7 電話：67-1281	6名まで/日	日曜日及び国民の祝日 ※ただし、12月31日から1月3日までは除きます	標準認定 8:00～18:00 短時間認定 8:30～16:30	無料※

※短時間認定の方が延長する場合は、200円/30分が必要です。

※利用手続きは、現在通所している園を通じて申し込みが必要です。詳しくは、実施園へお問い合わせ下さい。

1 1. 施設一覧



【保育所】

区分	保育所名	所在地	電話番号	開所時間	延長保育	備考
公立	若宮保育園	新田町一丁目8番38号	32-4194	7:15~ 18:15		
	新居浜保育園	泉宮町7番11号	32-3624			新規募集なし
	高津保育園	松の木町3番12号	32-2032			
	垣生保育園	垣生四丁目2番25号	45-0401			5歳児のみ申込可 令和8年3月末閉園
	多喜浜保育園	多喜浜五丁目4番53号	45-0362			
	東田保育園	東田一丁目甲1215番地の1	41-7576			
	船木保育園	船木甲4319番地	41-6008			
	角野保育園	中筋町二丁目4番34号	41-7238			
	大生院保育園	大生院344番地1	41-7232			
私立	朝日保育園	新須賀町三丁目4番5号	32-4647	7:00~ 18:00		
	みなと保育園	港町15番38号	32-3225			
	十全保育園	西原町二丁目3番12号	33-3055			土曜は延長保育無し
	新居浜八雲保育園	八雲町2番14号	32-5604			土曜は延長保育無し
	はびねずnursery school	若水町一丁目9番13号	37-3060	7:30~18:30		
	ルンビニ乳幼児保育園	東雲町三丁目2番2号	33-2026	7:00~ 18:00		
	新居浜南沢津保育園	高津町12番58号	32-9654			土曜は延長保育無し
	ミドリ保育園	八幡二丁目4番69号	33-3789			
	めぐみ保育園	田の上三丁目1番53号	46-1414			土曜は延長保育無し
	新田保育園	角野新田町三丁目12番51号	41-5401			
	泉川保育園	松原町11番15号	41-7211			土曜は延長保育無し
	みどり園保育所	喜光地町二丁目6番8号	41-5031			土曜は延長保育無し 生後3か月以降申込可
	すみれ保育園	土橋二丁目13番16号	41-5039			土曜は延長保育無し
	中萩保育園	中萩町8番1号	41-7233			土曜は延長保育無し
	さくら乳児園	桜木町11番21号	35-1381			
	新居浜上部のぞみ保育園	中村二丁目8番49号	41-1339	18:30まで		土曜は延長保育無し
	新居浜萩生保育園	萩生1091番地の1	40-0422			土曜は延長保育無し
金子保育園	一宮町二丁目6番65号	66-8787				

【地域型保育事業所】

保育所名	所在地	電話番号	開所時間	延長保育	備考
かがやき保育園	西原町二丁目2番111号	31-5535	7:30~ 18:30	19:00まで	
かがやきびらす保育園	久保田町二丁目4番41号	47-8728		19:00まで	
ほこ・あ・ほこ保育園	又野一丁目6番20号	47-6352			
こども園みるみる	西原町一丁目1番62号	37-1911			
ひまわり乳児園	郷三丁目16番7号	67-1281			

【認定こども園】

名称	所在地	電話番号	開所時間			備考
			2・3号	1号	預かり保育	
認定こども園 泉幼稚園	王子町4番30号	32-4088	7:30~ 18:30	8:30~14:30 (水は11:30 まで)	16:30まで	生後6か月~
認定こども園 ひかり幼稚園	山根町8番10号	44-7512		8:30~14:00	16:30まで	
認定こども園 グレース幼稚園	萩生2726番地の1	43-3151		10:00~14:00	朝7:30~10:00・ 夕18:30まで	
認定こども園 菊本幼稚園	菊本町二丁目1番35号	32-4689		10:00~14:00	朝7:30~9:00・ 夕18:00まで	(2・3号) 1歳児から申込可 短時間保育9:00 ~17:00
認定こども園 愛光幼稚園	西原町一丁目4番6号	32-3442		8:30~14:00	朝7:30~8:30・ 夕17:00まで	1歳児から申込可

【幼稚園】

名称	所在地	電話番号	開所時間		備考
			1号	預かり保育	
神郷幼稚園	郷三丁目8番16号	45-0170	9:00~14:00 (水は12:00まで)		
シオン幼稚園	北新町4番19号	32-5624	8:30~13:30	17:30まで	
聖マリア幼稚園	繁本町8番16号	33-2577	8:30~14:00	朝8:00~8:30・ 夕17:30まで	
パコダ幼稚園	松神子三丁目9番20号	46-3126	9:00~14:00	朝7:30~8:30・ 夕17:30まで	

○幼稚園・認定こども園（1号）の開所時間は、行事等により午前保育になる場合があります。また、長期休暇中の預かり保育については各園にお問い合わせください。

○短時間保育（2・3号認定）について、備考欄に記載のない園の利用可能時間帯は**8:30~16:30**です。